

平成20年度〔第2四半期〕随意契約の結果（500万円以上の物品、委託、工事）

総務部

(注) 1、2の説明

表頭欄の「根拠法令」(1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約締結日	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由	根拠法令 1	適用類型 2
総務課	滋賀県公報作成システム開発等業務委託	滋賀県公報作成システム開発等業務	平成20年8月8日	株式会社大塚商会滋賀営業所	12,747,000	プロポーザル方式により選定された相手方と契約するため。	2号	4
総務課	滋賀県公報作成システム保守運用業務委託	滋賀県公報作成システム保守運用業務	平成20年8月8日	株式会社大塚商会滋賀営業所	14,868,000	プロポーザル方式により選定された相手方と契約するため。	2号	4
事業課	イーバンク銀行杯競走場外発売業務委託	びわこ競艇場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成20年7月1日	各競艇施行者	28,822,624	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者という)を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	G キリンカップ競走場外発売業務委託	びわこ競艇場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成20年7月1日	各競艇施行者	92,953,023	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者という)を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	アクアンピューティー選手権競走場外発売業務委託	びわこ競艇場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成20年7月1日	各競艇施行者	22,514,690	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者という)を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	びわこカップ競走場外発売業務委託	びわこ競艇場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成20年7月1日	各競艇施行者	29,056,962	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者という)を相手とするため代替性がない	2号	2
事業課	マンスリーKYOTEI杯競走場外発売業務委託	びわこ競艇場で開催される競走の舟券場外発売業務を委託	平成20年7月1日	各競艇施行者	22,829,240	モーターボート競走を施行できるのは公共団体のみであり、地方自治法に基づき、その各公共団体(施行者という)を相手とするため代替性がない	2号	2